

契 約 書

物 品 名 針 葉 樹 等 素 材 売 払

数 量 一 式

上記の物品の売払いについて、札幌市（以下「発注者」という。）を売主とし、
（以下「受注者」という。）
を買主として、次のとおり売買契約を締結する。

- 1 契 約 金 額 総 額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
契約単価 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 2 物品の引取期限 令和 7 年 8 月 31 日までとする。
- 3 物品引渡場所 発注者の指定する場所
（札幌市清田区白旗山都市環境林内及び澄川都市環境林内 各土場）
- 4 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

年 月 日

発注者 札 幌 市
代 表 者 市 長

受注者 住 所
商号又は名称
職・氏名

物品―第 25 号様式 物品の売払い契約約款（令和 5 年 4 月 1 日施行）

札幌市物品売買契約約款

（総則）

第 1 条 発注者及び受注者は、契約書に記載された物品（以下「物品」という。）の売買契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受注者は、発注者が指定した期限（以下「支払期限」という。）までに契約金額を支払うものとし、発注者は物品を受注者へ引渡すものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、請求、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（契約保証金）

第 2 条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 3 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（引取の条件）

第 4 条 受注者は、契約金額の支払い後でなければ、物品を引き取ることができない。

2 物品の引取りに要する費用は、受注者の負担とする。

（契約金額の支払）

第 5 条 受注者は、契約金額を発注者の指定する方法及び支払期限内に支払わなければならない。

2 受注者の責めに帰する事由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払済みの日までの日数について、札幌市債権管理条例（平成 24 年条例第 3 号）第 8 条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

（物品の引渡し）

第 6 条 受注者は、契約金額を支払ったときは、物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項に規定する引渡しを受けたときは、受注者は、直ちに発注者に対して所定の受領書を提出しなければならない。

（契約不適合責任）

第 7 条 受注者は、この契約の締結後、当該物品に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があるところを発見しても、発注者に対し履行の追完、契約金額の増減及び損害賠償並びに契約の解除を請求することができない。

（物品の引取遅延の承認）

第 8 条 受注者は、物品の引取りについて、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を発注者に届け出て遅延の承認を求めなければならない。

（特殊事由による契約の変更又は解除）

第 9 条 発注者は、法令の規定により又は公用、公共若しくは公益事業の用に供するため、あるいは天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により契約を履行することができないときは、その履行不能の部分について契約を変更し、又は解除することができる。この場合は、受注者は異議を述べないものとし、これがために生ずる損害の賠償を求めることができない。ただし、契約を変更し又は解除した部分に対しては、発注者は、契約金額又は契約単価により算定した代金を返還するものとする。

（危険負担）

第 10 条 第 6 条第 1 項の引渡しの前（第 8 条の規定に基づき遅延の承認を受けた場合は、当該承認後の日における引渡しの前。）に生じた物品の亡失、き損等は、すべて発注者の負担とする。

物品一第 25 号様式 物品の売払い契約約款（令和 5 年 4 月 1 日施行）

（談合行為に対する措置）

第11条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による物品の引渡し後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第12条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 支払期限までに契約金額の全部又は一部を支払わないとき。
- (2) 前号の場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 契約金額の支払いが不能であるとき。
- (2) 契約金額の支払いを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約金額の一部の支払いが不能である場合又は契約金額の一部の支払いを拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

物品―第 25 号様式 物品の売払い契約約款（令和 5 年 4 月 1 日施行）

るとき。

へ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第 1 項各号又は第 2 項各号（第 8 号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者に対する損害賠償）

第 14 条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還等）

第 15 条 発注者は、受注者がその債務を履行したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第 16 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第 17 条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。